

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の目的

わが国は、医学の進歩や生活環境の改善などにより、世界有数の長寿国となりました。

その一方で、急激な高齢化の進行や食生活・運動習慣などのライフスタイルの変化により「がん」「循環器疾患」「糖尿病」などの生活習慣病が増加し、また、社会環境の変化により、ストレスを原因とした心身の不調を訴える人も増えています。

生活習慣病は、身体機能や生活の質を低下させるほか、寝たきりや認知症などの要因ともされ、疾病構造の変化や急速な少子高齢化の進行により、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、健康寿命を延伸していくことが重要課題となっています。

このことから、子どもから高齢者まで全ての市民が地域の中で共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会の実現を目指し、「根室市健康増進計画」を策定します。

## 2. 国、北海道の動向

国においては、平成12年から「21世紀の国民健康づくり運動（健康日本21）」により国民の健康づくり運動を推進してきましたが、平成15年には、国民の健康づくり・疾病予防を推進するための法律として「健康増進法」が施行されました。

その後、平成24年7月には、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、平成25年度から平成34年度までの「健康日本21（第2次）」により、引き続き、生活習慣病の一次予防を重点に、合併症の発症や重症化予防を重視した取り組みを推進することとしています。

また、北海道においては、平成13年に「北海道健康づくり基本方針 すこやか北海道21」を策定し、その後、平成25年には国の改正にあわせ、平成25年度から概ね10年間を計画期間とする新たな「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」を策定し、道民の健康増進を総合的に推進するための取り組みが進められています。

### 国の5つの基本的な方向

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

### 3. 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく計画であり、市民の健康増進を図るための基本的な事項を示すとともに、食育基本法の具体的な取り組みを示す食育推進計画も包含した、根室市における「健康づくりの行動指針」として、市民の総合的な健康づくり施策を推進するものです。

なお、本計画では、国や北海道の基本的な方針や目標を勘案しつつ、根室市の各種関連計画との整合性を図りながら、地域の特性に重点を置いた各種施策・事業及び目標を設定します。

#### (健康増進法 抜粋)

第8条

(都道府県健康増進計画等)

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### (主な関連計画)

	計 画 名 等	計 画 期 間 (平成25年度～36年度)										
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
国	21世紀における第2次国民健康づくり運動 「健康日本21(第2次)」	→										
北海道	北海道健康増進計画 「すこやか北海道21」(第2次)	→										
根室市	根室市総合計画(第9期)	→										
	<b>根室市健康増進計画</b>	→										
	特定健診等実施計画(第2期)	→										
	高齢者保健福祉計画(第6期)	→										
	介護保険事業計画(第6期)	→										
	子ども・子育て支援事業計画	→										
	スポーツ推進計画	→										

### 4. 基本理念

生活習慣病や社会環境の改善を通じた市民の健康保持・増進を推進するためには、市民の健康状態や疾病傾向など、根室市の地域特性や健康課題を明らかにし、市民一人ひとりが健康を意識しながら、主体的・継続的に健康づくりに取り組む環境を整備していくことが必要です。

このことから、すべての市民が「**生涯を通じた 笑顔あふれる 健康づくり**」を基本理念に、健康づくりを推進します。

## 5. 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの概ね10年間とします。また、5年後の平成31年度を目途に中間評価を行い、必要に応じて修正等を行うとともに、平成36年度に次期計画の策定に向けた最終評価を行います。

## 6. 計画の策定体制

計画の策定に向け、市民の食生活や運動などの生活習慣の実態や健康づくりに関するニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

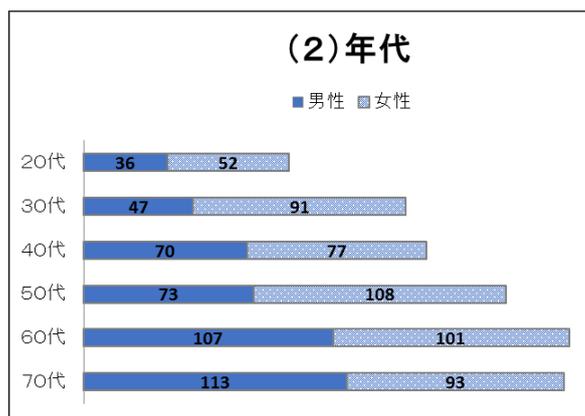
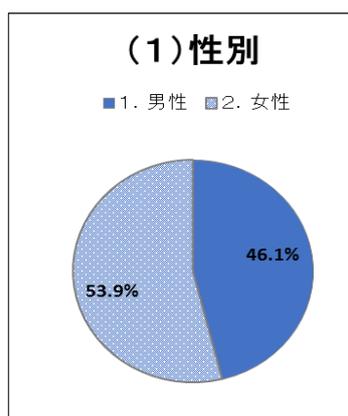
策定にあたっては、関係機関・関係団体の専門家及び市民公募の委員で構成する「根室市健康増進計画市民策定委員会」を設置し、計画策定過程において幅広く意見等をいただくとともに、計画案の策定等をはじめ施策・事業の円滑な推進を図るため、庁内関係部署職員による「根室市健康増進計画庁内検討委員会」を設置し、庁内横断的な連携体制のもと策定しました。

また、計画案に対する市民の意見等を広く募集するため、約1ヵ月間にわたり、根室市ホームページ等において（パブリックコメント）実施しました。

### (1) 根室市健康づくりのためのアンケート調査

調査時期	平成26年 4月1日 ~ 平成26年 4月25日
調査対象者	年齢：20代、30代、40代、50代、60代、70代以上 性別：年代別に男女各々250人を抽出
調査人数	3,000人
回答総数	968件
回収率	32.3%

#### 回答者の内訳



### (2) 市民の意見募集等（パブリックコメント）

公募期間 平成26年12月25日 ~ 平成27年 1月23日  
併せて、本計画のサブタイトルを募集